**様式1－２　意匠・設備受付チェックシート（中・大規模用（三号物件以外））**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 本市使用欄 | 受付者： | | |
| 該当する項目にレを記入 | □ | 計画通知（本市が建築主のものに限る。）のため「手数料免除受付チェックリスト」の添付を確認した。 |
| □ | 申請書第３面「11.建築物全体の延べ面積」と様式３を照合して手数料を確認した。 |
| □ | ルート２を適用する建築物か確認し、手数料の加算額を確認した。（申請書第４面「９．確認の特例」イの「有」に✓が入っている） |
| □ | 上記の延べ面積と手数料について、必要手数料の**QRコードを交付する際に**、別の担当者によるダブルチェックを受けた。（チェック者名：　　　　　　　　　）※ルート２案件の場合は構造担当者 | |
| □ | 担当者決定後、手数料受領簿に必要事項を入力し、別の担当者によるダブルチェックを受けた。（**原則として受付当日中に入力**）（チェック者名：　　　　　　　　　） | |

|  |  |
| --- | --- |
| **建築基準関係規定などに基づき下記事項を**  **確認しました。** | 設計者又は代理人氏名 |

**■　提出前の再確認【内容確認の上、各欄にレを記入して下さい】**

**※　図書又は図書相互における不適合又は不整合、または規則第1条の3における「図書の種類」もしくは「明示すべき事項」の漏れ等がある場合は、再確認申請となることがありますので十分ご注意下さい。**

**【これらの内容の正式な審査は、受理後に行われます。】**

|  |  |
| --- | --- |
|  | 項目 |
| □ | 図書相互の整合性がとれている。  （確認申請図書と許可申請図書等、意匠図と設備図、意匠図と構造図、平面図と立面図などの図書相互間） |
| □ | 規則第1条の3に規定する「図書の種類」が全てそろっている。 |
| □ | 規則第1条の3に規定する「明示すべき事項」が全て記載されている。 |
| □ | 建築基準関係規定に基づく許可等は全て取得されている。  （確認申請書の記載事項が許可等の内容と一致しない場合は、変更手続きが完了している。） |
| □ | 横浜市中高層建築物条例の対象である場合、審査終了通知書が添付されている。 |

**■　受理時の審査事項**

**１　添付書類の確認【添付されている書類にレを記入して下さい。】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 規則で定める書類 | | 確認事項 |
| □ | 確認申請書 | 各様式による書類が添付されている。 |
| □ | 建築計画概要書（１部） |
| □ | 建築工事届（１部） |
| □ | 認定型式の認定書の写し  （法第68条の10第1項の認定部分を有する場合） | 認定書の写しが添付されている。 |
| □ | 認証型式部材等に係る認定書の写し  （法第68条の20第1項の認証型式部材等を有する場合） |
| □ | 法第68条の26に規定する構造方法の認定に係る認定書の写し | 認定データベースに未登録なもの  （別添も含む。） |
| 上記以外の添付書類 | | 確認事項 |
| □ | 消防定型同意依頼書（１部） | 一戸建住宅（防火・準防火地域内にあるもの）、長屋の場合 |
| □ | 建築協定等手続状況届出書（１部） | 所管課等に各種制度の事前手続きについて確認している。 |

**２　設計者等の記載・資格等の確認【必要な確認事項にレを記入して下さい。】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 確認事項 | | 適用 | 備考 |
| □ | 委任状が添付されている。（正本のみ） | 代理者 | 確認の申請を代理者に委任する場合のみ |
| □ | 委任状と申請書第２面（建築計画概要書第一面、以下同様）の記載内容が整合している。 |
| □ | 建築士等の情報  ・建築士  □申請書に明示している　□免許証の写しを添付している  ・構造設計一級建築士  □申請書に明示している　□免許証の写しを添付している　□関与不要  ・設備設計一級建築士  □申請書に明示している　□免許証の写しを添付している　□関与不要 | 設計者  工事監理者 | 設計者又は工事監理者が建築士である場合のみ |
| □ | 建築士免許証等を添付している場合、申請書第２面の記載事項が整合している。  （代表の設計者は、申請書第１面、設計図書も含め整合している。） |
| □ | 工事監理者が記載されている。  （未定の場合、未定と記載されている。） | 工事監理者 | 工事着手前に工事監理者及び工事施工者選任届などを提出して下さい。 |
| □ | 建築士法第３条、第３条の２、第３条の３に規定する建築物に応じた設計または工事監理の資格がある。 | 設計者  工事監理者 | ※左記資格要件を満たしていない場合受理不可 |
| □ | 「作成した設計図書」（申請書第2面3欄ト）  「工事と照合する設計図書」（申請書第2面4欄ト）に「全て」または「別紙図面リストによる」と記載されている。 | 設計者  工事監理者 | **※設計者が複数の場合、別紙「図面リストの記載例」を参考に、必要事項を記入した表を添付して下さい。** |
| □ | 「建築設備の設計に関し意見を聞いた者」が記載されている  （申請書第2面）。 | 建築設備の設計に関し意見を聴いた者 | 建築士法第20条第5項（建築設備士）に規定する場合のみ |
| □ | 「意見を聴いた設計図書」欄に「別紙図面リストによる」と記載されている（申請書第2面4欄ト）。 |
| □ | 申請書第１面および正本に添付された設計図書（構造計算書は表紙のみ）の全てに記名がされている。 | 設計者 |  |

## （参考）

## ◆建築士でなければ設計、工事監理のできない建物

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 構造 | 階数 | | 無資格者 | 木造建築士 | ２級建築士 | | １級建築士 |
| **木　　造** | 階数１ | | 100m2以下 | 300m2以下 | 制限なし | 特殊用途  での場合 500m2以下 | 全部できる |
| 階数２ | | 1,000m2 以下 |
| 階数３以上 | | × | × |
| 高さ16mを超えるもの又は階数４以上 | | × | × | × | × |
| **鉄筋コンクリート造 、鉄骨造、石造 レンガ造、コンクリートブロック造 無筋コンクリート造** | 高さ16m以下 | 階数２以下 | 30m2以下 | 30m2以下 | 300m2以下 | |
| 階数３以上 | × | × |
| 高さ16mを超えるもの又は階数４以上 | | × | × | × | × |

　　　(注)　特殊用途とは，学校，病院，劇場，映画館，観覧場，公会堂，集会場(オーディトリアムのないものは除く)、　　　　　　　百貨店などをいう。

◆構造設計一級建築士の関与が必要な建築物

法第２０条第１号又は２号に規定する建築物であって、一級建築士でなければ設計できない建築物

◆設備設計一級建築士の関与が必要な建築物

階数が３以上で床面積の合計が５０００㎡を超える建築物

**３　正本及び副本の整合性の確認【レを記入して下さい。】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 規則で定める図書 | | 確認事項 |
| □ | 正本　1通 |  |
| □ | 副本　１通 | 正本と整合性がとれている。 |
| □ | 消防送付用の正本の写し | 原則、以下の場合に提出が必要   1. 確認申請（一戸建住宅、長屋を除く） 2. 計画通知 3. 大規模物件（５階又は3,000㎡以上）   ※構造関係図書は添付不要 |

**＊以下のチェックは受理要件ではありませんが、申請手続きの円滑化のためご協力をお願いします。＊**

**４　添付図書の確認【添付されている図書・書類にレを記入して下さい。】**

※1　法第6条の4による確認の特例などが適用される建築物についても、第１項の表1、2、4、第4項の表1、2の「図書の種類」および「明示すべき事項」は確認が必要です。（規則第1条の3第5項）

※2　「明示すべき事項」を他の図書に明示したときは、その図書の添付の確認が必要です。（同条第6項）

※3　図面名称は原則規則第１条の３に規定する「図書の種類」と合わせて下さい。ただし、名称が長いものについては「図書の種類」が把握できる程度に省略しても結構です。

※4　本市の条例の適用を受ける建築物に係る建築確認申請について横浜市建築基準法施行細則（平成19年10月1日施行。以下「細則」という。）により、図書の種類の添付及び明示すべき事項の記載が必要です。（同条第7項）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | 「図書の種類」 | 備考 |
|  | □ | 図面リスト  **（別紙の例を参考にして添付にご協力をお願いします。）** | 規則による添付図書は全て申請書第2面の設計者の「作成した設計図書」であるか。 |
| 表１（い） | □ | 附近見取図 | 規則第１条の３に規定されている「図書の種類」が全てそろっている。  また、図書ごとに「明示すべき事項」が記載されている。 |
| □ | 配置図 |
| □ | 各階平面図 |
| □ | 床面積求積図 |
| 表１（ろ） | □ | 2面以上の立面図 |
| □ | 2面以上の断面図 |
| □ | 地盤面算出表 |
| 表１（は） | □ | 基礎伏図（特定木造建築物除く） |
| □ | 各階床伏図（特定木造建築物除く） |
| □ | 小屋伏図（特定木造建築物除く） |
| □ | 構造詳細図 |
| 表2、表3  （建築設備は第4項表1） | □ | 法第20条（構造規定）構造図、構造計算書等（様式2　構造受付チェックシート参照） | 計画に対して適用される規定ごとに、規則第１条の３に規定されている「図書の種類」が全てそろっている。  また、図書ごとに「明示すべき事項」が記載されている。 |
| □ | 耐火構造等の構造詳細図 |
| □ | 使用建築材料表 |
| □ | 室内仕上げ表 |
| □ | 開口部の採光に有効な部分の面積を算定した際の計算書 |
| □ | 有効換気量又は有効換気換算量を算定した際の計算書 |
| □ | 法による許可または認定の図書 |
| □ | 消火設備の構造詳細図 |
| □ | 危険物の数量表 |
| □ | 工場・事業調書など |
| □ | 容積率に関する図書（敷地面積求積図など） |
| □ | 建ぺい率に関する図書（建築面積求積図など） |
| □ | 法第53条の2第3項等を証する書面 |
| □ | 天空率に関する図書 |
| □ | 日影に関する図書 |
| □ | 既存建築物に対する制限の緩和に関する図書  （既存不適格調書など） |
| □ | 換気設備関係図書 |
| □ | 浄化槽関係図書 |
| □ | 電気設備関係図書 |
| □ | 避雷設備関係図書 |
| □ | 昇降機関係図書 |
| □ | 排煙設備関係図書 |
| □ | 非常用照明関係図書 |
| □ | 配管設備関係図書（給排水、ガス等） |
| □ | その他の建築設備に関する図書 |
| □ | 建築基準関係規定の図書 |
| □ |  | その他の図書があれば記入 |
| □ |  |
| □ |  |
| ※ | □ | 横浜市建築基準条例に関する図書 | ※　細則第４条の２　「別表第１　申請書に添えるべき図書」参照 |
| 表４  （建築設備は第4項表2） | □ | 各種認定書の写し（別添を含む） | 認定データベースに未登録なもの |

**５　構造計算適用等の確認【レを記入して下さい。】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 適用項目 | | 確認事項 | 備考 |
| □ | 特定木造建築物（仕様規定ルート） | □無　　□有 |  |
| □ | ルート２を適用する構造計算  （構造計算適合判定が不要となる場合） | □無　　□有 |  |
| □ | 特定天井（令第39条） | □無  □有（□仕様ルート、□計算ルート、  □大臣認定） |  |
| □ | 土砂災害特別警戒区域（令第80条の３） | □無  □有  （□急傾斜地（第２） □土石流（第３） □地滑り（第４）□門又は塀（第５）） | 第２～第５は平13国交告第383号による |
| □ | 様式2構造受付チェックシートの添付 |  |  |

**６　省エネ適判等の確認【該当項目にレを記入して下さい。】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | 確認事項 | 備考 |
| □ | 省エネ適判無 | 仕様基準に適合している。 | ※住宅のみ  （兼用住宅を除く） |
| □ | 省エネ適判有 | エネルギー消費性能適合性判定通知書等が添付されている。 |  |
| □ | 他制度活用による  適判省略 | □低炭素建築物認定　□性能向上計画認定　□設計住宅性能評価書  □長期優良住宅建築等計画の認定通知書  □長期使用構造等である旨の確認書 | ※対象が建築物全体かどうかは要確認 |

**７　関係法令等の確認（一部抜粋）【該当項目にレを記入して下さい。】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 法令、関係法令 | | その他 | |
| □ | 建築基準法　許可 | □ | 中高層建築物等の住環境の保全等に関する条例 |
| □ | 横浜市建築基準条例　許可 | □ | 開発事業の調整等に関する条例 |
| □ | 用途地域等・都市計画施設等の位置の確認 | □ | 建築物環境配慮制度 |
| □ | 建築基準法の道路の判定 | □ | 福祉のまちづくり条例　事前協議 |
| □ | 開発許可・制限解除通知 | □ | 風致地区　許可 |
| □ | 盛土規制法　許可 | □ | 狭あい道路整備促進路線　事前協議 |
| □ | 市街化調整区域内　建築許可 | □ | まちづくり協議地区　事前協議 |
| □ | 都市計画区域内等　建築許可 | □ | 建築協定　届出 |
| □ | 地下室マンション条例 | □ | 地区計画　届出 |
| □ | バリアフリー法、福祉のまちづくり条例（関係規定部分） | □ | 山手地区景観風致保全要綱 |
| □ | 横浜市駐車場条例　届出・承認 | □ | 駐車場法　路外駐車場届出 |
| □ | 横浜市地区計画条例 | □ | 緑の環境をつくり育てる条例　事前協議 |
| □ | 横浜都心機能誘導地区建築条例 | □ | 排水設備の計画確認 |
| □ | 横浜市特別工業地区条例 | □ | 道水路占用許可 |
| □ | 一団地認定　認定 | □ | 土地区画整理事業区域内　建築許可 |
| □ | 市街地環境設計制度 | □ | ゴミ協議　事前協議 |
| □ | 浄化槽設置計画書　届出 | □ | 建設リサイクル法　届出 |
| □ | 横浜市屋外広告物条例　許可 | □ | 大規模小売店舗立地法 |
| □ | 都市緑地法　緑化率適合証明書等 | □ | 工業地域等共同住宅建築指導基準 |
| □ | 不燃化推進条例 | □ | 工場立地法 |
| □ | ビル管理法　事前協議 | □ | 臨港地区　届出 |
| □ | 急傾斜崩壊危険区域内　建築許可 | □ | 臨港地区　届出 |
| □ | 横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例 | □ | 送電線・高圧線下の建築　事前協議 |

**別紙　図面リストの記載例【A4サイズで添付願います。】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 図面番号 | 規則第1条の3による「図書の種類」 | 設計者 |
| A00 | 図面リスト | ○○　○○（作成した設計者） |
| A01 | 附近見取図 |
| A02 | 配置図 |
| A03 | 各階平面図 |
| A･･ | 床面積求積図 |
| A･･ | 2面以上の立面図 |
| A･･ | 2面以上の断面図 |
| A･･ | 地盤面算出表 |
| A･･ | 耐火構造等の構造詳細図 |
| A･･ | 使用建築材料表 |
| A･･ | 室内仕上げ表 |
| A･･ | 有効換気量又は有効換気換算量を算定した際の計算書 |
| A･･ | 法による許可または認定の図書 |
| A･･ | 容積率に関する図書（敷地面積求積図など） |
| A･･ | 建ぺい率に関する図書（建築面積求積図など） |
| A･･ | 横浜市建築基準条例に関する図書 |
| A･･ | 建築基準関係規定の図書 |
| S･･ | 構造関係図書、（構造図・構造計算書など） | △△　△△（作成した設計者） |
| M01 | 換気設備関係図書 | ○○　○○（作成した設計者）  □□　□□（建築設備の設計に関し意見を聴いた者） |
| M･･ | 配管設備関係図書（給排水、ガス等） |
| E01 | 電気設備関係図書 | ○○　○○（作成した設計者）  ××　××（建築設備の設計に関し意見を聴いた者） |
| E･･ | 非常用照明関係図書 |
| ･･･ | 昇降機関係図書 |
| ･･･ | その他の建築設備に関する図書 |